

様式第1号（第12第2項）

令和6年度 台湾現地観光プロモーション業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年11月1日

観光誘客課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度 台湾現地観光プロモーション業務

(2) 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の5類移行や、円安の影響を受け、急速に訪日旅行市場は回復し本県へのインバウンドはコロナ前を上回るペースで増加している。その一方で、台湾については、令和5年の外国人延べ宿泊数が、過去最大であったコロナ前の平成30年に比して約61.8%にとどまっているなど、伸び悩みを見せている。

台湾は、過去10年以上連続（コロナ禍を除く）で、本県へのインバウンド旅行客数第1位を維持している最大かつ最重要の実績市場であるところ、改めて本県の魅力をPRするとともに、具体的な旅行商品造成を促進し、早期の集客回復を図ることが必要である。

こうした状況を踏まえ、早期の集客拡大及び消費単価向上を図るべく、台湾からの観光客から人気の高い4・5月シーズン、さらにはグリーンシーズンの旅行商品造成につなげるため、台湾国内のキーパーソンを訪問して意見交換や協力要請を行うとともに、関係構築を図るとともに、現地旅行会社を対象とする観光セミナー・商談会を開催する。

(3) 業務内容

ア 観光プロモーション実施のための企画・調整・募集・受付に関する業務全般

イ プロモーション当日の運営全般、フォローアップ 等

ウ 現地移動手配・行程支援に係る業務 等

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

なお、仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、提案内容を踏まえて、協議により変更する可能性がある。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 事業実施体制

事業実施体制及びそれぞれの役割を具体的に図説すること。また、実績があれば明示すること。

イ 招待者のリストアップ及び招待

商談会へ招待するバイヤーの候補となる事業者リストとともに選定の理由を明示するこ

と。また、招へいの実現性について、見通しを示すこと。

ウ 観光プロモーションの企画

提案する観光プロモーションが、現地の文化や慣習を踏まえた効果的な企画であることを明示すること。また、成果指標を達成可能な訴求力の高い企画となっているか明示すること。

エ レセプション当日の運営体制及び人員配置

レセプション当日の運営体制とそれぞれの役割、人員配置を具体的に図説すること。当日の責任者等、主要な役割を担う者に実績があれば明示すること。

オ 同類事業実績とその解説

カ 事業全体の実施スケジュール

キ その他観光プロモーションに資する独自提案

(6) 業務の実施場所

台湾（台北市、台中市等）

(7) 履行期間

契約締結日～令和7年3月14日（金）まで

(8) 費用の上限額

3,178,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 当該業務に配置する責任者及び従事者は、同種業務の経験を有していること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(4) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第3号）
- ② 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式（様式第3号の附表）
- ③ 誓約書（様式第3号の2）

(2) 参加申込書記載上の留意事項

同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(3) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692-2
	長野県観光スポーツ部 観光誘客課
	（国際観光推進担当）
電 話	026-235-7252
F A X	026-235-7257
E-mail	go-nagano@pref.nagano.lg.jp

(4) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年11月6日（水）まで。（以下記載の時間は全て日本時間とする。土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。）

【（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 3(3)に同じ。
- ③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに観光誘客課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(3)の担当者に確認してください。

(5) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(6) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(3)①）の3日前までに、書面により観光誘客課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により観光誘客課長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(3)に同じ。
 - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(7) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(3)に同じ。
- (2) 受付期限 令和6年11月13日（金）まで。
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (4) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメールにより提出するものとします。
- (5) 回答方法 観光誘客課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和6年11月15日（月）までに長野県公式ホームページで公表します。個別の企画提案内容に係る質問の場合は、質問者に対してのみ同期日までにメールで回答します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式第8号）及び企画書（様式第8号の附表）
企画書は、別に定める仕様書（案）に示した内容を踏まえて作成してください。なお、様式第8号の附表の記載項目が網羅されていれば、独自様式でも結構です。また、企画書は原則A4サイズで作成して下さい。
- ② 経費見積書（様式第8号の附表2）
経費の合計額は、1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ③ 委託業務に係る体制及び作業スケジュール（企画書に含めることも可）
- ④ 会社概要又はパンフレット（写し可）

(2) 企画書記載上の留意事項

- ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。また、業務ごとに単価が分かる詳細な経費内訳を記載してください。
- ② 当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合はその旨を企画書に明記すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年11月18日（月）まで
（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）
- ② 提出先 3(3)に同じ。
- ③ 提出部数 7部（原本1部、コピー6部）※持参、郵送の場合
- ④ 提出方法 持参、郵送又はメールによる提出とする。ただし、郵送又はメールの場合は提出期限までに観光誘客課長に到達したものに限り、郵送又はメールで提出した

場合は、必ず、到達したことを電話で3(3)の担当者に確認してください。

(4) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて評価、選定されます。

審査項目		審査項目（要求内容）	配点
理解度		○本県が取り組む高付加価値旅行市場の開拓におけるプロモーションの狙いを十分理解した上で、仕様書の内容を満たした効果的な提案となっているか。	10
体制	全般	○同種の業務実績は本9いm業務で成果が期待できる内容か。 ○県との円滑なコミュニケーションが図れるか。 ○スケジュールが計画的であり、効果的な実施が期待できる実施体制が構築できているか。	10
	当日	○スタッフ等の人選は適切か。また、実績は優れたものか。 ○効果的な実施が期待できる人員が配置されているか。	10
業務の内容	募集	【招待者のリストアップおよび招待】 ○リストアップされた対象者は本事業における狙いと合致しているか。また、招へいできる可能性が高いか。	20
	企画	【観光プロモーションの企画】 ○台湾の文化・慣習を踏まえた効果的な企画となっているか。 ○成果指標を達成可能な訴求力の高い企画となっているか。	30
	行程支援	【現地移動手段手配・行程支援】 ○仕様書で定める手配及び行程支援を行うことができるか。	10
経済性		○見積金額が上限の範囲内で適正な価格となっているか。 ○予算内で、最大の効果を出すことができる提案となっているか。	10
合計			100

(5) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類より評価を行います。
- ② 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。
- ③ プレゼンテーションは実施しません。

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により観光誘客課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により観光誘客課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、見積業者選定経過書及び企画提案審査会審査書を長野県公式ホームページに掲載します。

(7) 非選定理由に関する事項

- ① (6)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により観光誘客課長に対して非該当

理由について説明を求めることができます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(3)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。

（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

① 企画提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により観光誘客課長に提出するものとします。

(2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県観光スポーツ部 観光誘客課
(国際観光推進担当)
電 話 026-235-7252
F A X 026-235-7257
E-mail go-nagano@pref.nagano.lg.jp

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。